

令和5年度 赤い羽根 青少年育成等事業助成
京都府共同募金会 助成要項（第2期募集）

○趣旨

コロナ禍の長期化や物価の高騰等で生活環境が厳しくなっている中、さまざまな社会課題が顕在化しています。

京都府共同募金会では、令和2年度から新型コロナ感染下の福祉活動応援のため、民間の相談支援活動、食支援や居住支援、居場所を失った人への支援などの活動を応援するキャンペーンを実施し、子ども食堂や子どもの居場所等の活動への助成を行ってまいりました。

コロナ禍の影響が薄れていく方向にありますが、物価の高騰等により、青少年の育成を目的とする事業においても支援を必要とする対象者が増える中、支援活動への影響が危惧されています。これらの環境下において、対象者の増加による事業規模の拡大（実施回数の増加等）や現行の事業規模の縮小を回避し活動の継続実施を行う団体等に対し、助成を実施し、青少年育成の環境改善に寄与します。

○実施団体 社会福祉法人 京都府共同募金会

○対象団体

青少年の育成を目的とする民間の相談支援、食支援、学習支援、居場所支援などを行う団体やグループ。法人格の有無は問いませんが、民間非営利団体であり、団体名義の預貯金口座を有していることを条件といたします。（個人及び営利企業は対象外）

○対象経費

活動に要する下記の費用（例示）

- ①旅費交通費：活動実施に協力した方の交通費（実費）
- ②通信運搬費：活動実施に伴う電話・FAXの使用料、郵送料
- ③消耗器具備品費：活動実施に必要な食材、弁当の容器、消耗品及び備品（家電製品）購入費
配布する食品のうち弁当については、（応募）団体で直接調理するための食材、容器は助成対象としますが、購入するもの（市販のもの）は対象外とします。
- ④印刷製本費：活動実施に必要な印刷経費（チラシ、看板等）
- ⑤水道光熱費：活動実施に必要な電気、ガス、水道代
- ⑥修繕費：活動実施に必要な修繕経費
- ⑦賃借料：活動実施に必要な会場の賃借料、レンタル料等
（活動主体及びその関係者が所有する会場を使用した場合は対象外）
- ⑧車両費：活動実施に必要な車両の燃料費等（弁当、食材等運搬時のガソリン代等）
- ⑨保険料：ボランティア行事保険料
- ⑩その他 ネットワーク構築に係る費用等、本助成趣旨に適った費用

○対象外経費

- ①団体スタッフの人件費
- ②講師やボランティアへの謝金
- ③ボランティア活動保険料

また、行政や他の助成団体から助成を受けて行う活動については、原則として対象外としますが、物価高騰等による事業規模の縮小を回避し活動の継続実施を目的とする活動及び対象者の増加による事業規模の拡大（実施回数の増加等）を目的とする活動については助成対象とします。

○助成金額

(1) 物価高騰等による事業規模の縮小を回避し活動の継続実施を目的とするもの
1 団体あたりの助成額の上限 10 万円

(2) 対象者の増加による事業規模の拡大（実施回数の増加等）を目的とするもの
1 団体あたりの助成額の上限 30 万円

※活動の内容によって、上限を超える助成を行う場合があります。

○応募方法

「助成要望書」を e-mail で提出するとともに、下記の書類を本会に郵送下さい。

- ・ 定款、会則等
- ・ 団体の活動実績がわかる書類

※消耗器具備品費、印刷製本費、修繕費、会議費、賃借料の助成を希望する場合は、見積書・カタログ等を添付下さい。

○助成決定

- ・ 助成決定は、応募団体あてに通知します。
- ・ 助成決定団体には、活動終了後 1 か月以内に完了報告書（活動・精算報告及び領収書のコピー）を提出いただきます。
- ・ 完了報告書の様式は助成決定時にお渡しいたします。
- ・ 活動実態が確認出来なかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。
- ・ 助成を受けた事業の活動報告写真等、本会ホームページ等で公表いたします。

○助成決定までの日程

助成要望受付： 令和 6 年 1 月 22 日（月）まで

助成決定： 令和 6 年 2 月下旬（予定）

助成金の交付： 令和 6 年 3 月中旬（予定）

（状況により、予定を変更する場合があります。）

〔問い合わせ先〕

社会福祉法人 京都府共同募金会（担当：飯田）

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375 ハートピア京都 7 階

E-Mail：josei_ai-kibo_1947@akaihane-kyoto.or.jp

TEL：075-256-9500 FAX：075-256-9505

※令和 6 年度事業での助成金を要望される場合は、ご相談ください。